

総務部長 決裁		役務等支出負担行為要求書								調達要求 番号		共同演習 12		科 項 目 目細分		防衛力基盤強化推進費 教育訓練費 教育訓練演習費(教訓・雑役)							
要 求 欄										年 月 日		調 達 欄											
会 計 課					関係課 (室)	要 求 元					室 長		補 佐		係 長		係						
課 長	室 長	補 佐	係 長	係		課長等	補 佐	供用官	係														
行 為 名 称		算 出 内 訳			時 期、 場 所、 人 員、 その他																		
動的物性評価装置年間 保守		1式			仕様書のとおり													契 約 方 式 選 定 業 者	一 般 指 随 意		根 拠 法 令	会計法第29の3 第 項 予決令第 条 第 項 第 号	
																		契 約 条 件					
																			総 額		算 出 の 基 礎		
																		予 定 価 格					
																			円				
総 額															調達説明 日 時		年 月 日 時 分						
備考														入札日時	年 月 日 時 分								
	課室名	構造物性評価室			要求者氏名	堀口 俊行			電話番号	3518													

仕 様 書

		調達要求番号	共同演雑 12
品 名	数量	備 考	
動的物性評価装置年間保守	1 式	前川試験機製作所	
1 適用範囲 本仕様書は防衛大学校全学共同利用器材構造物性評価室で保有する動的物性評価装置の年間保守について適用する。 2 役務に関する要求 (1) 保守期間 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日 (2) 作業内容 ①保守期間において本装置に不具合が生じた場合は速やかに技術者を派遣して点検調整を実施し、器材の正常な作動の維持に当るものとする。 ②本装置の機能、性能及び正常な動作維持のため、次の作業を実施し、器材の総合的な機能及び動作の確認を行うものとする。 予定時期は 10 月又は 3 月（年 1 回）として、予定時期に実施できない場合は契約担当官等と協議するものとする。 ア 載荷ジャッキの点検調整 (ア) 各部の点検清掃 a 本体各部のボルトナットの再締め b 本体テストベットボルトの再締め c 本体基礎ボルトナットの再締め d 配管システムのジョイントシール及び配管継手の再締め e 載荷ジャッキ及びジャッキの位置確認並びに取付ボルトナットの再締め (イ) 作動点検調整 a 載荷ジャッキストローク及びサーボ系ジャッキストローク (最大 150mm) の確認 b 載荷ジャッキの耐圧棒ネジストローク (最大 100mm) 及びネジ部の損傷確認並びにネジ部点滴潤滑 イ 制御・操作盤の点検調整 (ア) 各部の点検清掃 a 操作押しスイッチ及びパイロットランプの確認 b 各接続配線の確認及び接続端子の再締め (イ) 作動点検調整 a 各ポンプ起動ボタンチェック b 各ポンプ圧力チェック 最大約 19MPa (約 200kgf/cm²) c 各作動弁 (電磁弁) のチェック (動作確認) ウ 油圧ユニットの点検調整 (ア) ポンプ・バルブ・配管等の点検清掃 a 配管システムのオイル漏れ及びジョイントシール又配管接続端子の再締め b 各モーター配管接続端子の再締め c オイルタンクのオイル漏れ確認			

(イ) 作動油の交換・フラッシング

- a 作動油のフラッシング作業
- b 作動油の交換作業
- c 作動油の油量確認

(ウ) 作動点検調整

- a 各ポンプの最大圧力チェック
- b 配管系等のオイル漏れチェック
- c 各安全装置（最大圧力、油量、油温、ポンプモーターサーマル）のチェック

(3) 交換部品

ア 作動油	出光興産	スーパーマルチ#68	20 リットル	×9 缶	【2(2)ウ(イ)b】
イ オイルエレメント	大生工業	P-G-TRF-06-10U		×1 個	【2(2)ウ(イ)b】
ウ オイルエレメント	大生工業	P-GF-A-03-2-8CH		×1 個	【2(2)ウ(イ)b】
エ シールセット	大生工業	SP-G-TRF-06		×1 個	【2(2)ウ(イ)b】
オ シールセット	大生工業	SP-GF-A-03		×1 個	【2(2)ウ(イ)b】

(4) 消耗品等

作業に必要な消耗品は、契約相手方の負担とし、(3) 以外の部品交換等が発生した場合は、速やかに契約担当官等と協議するものとする。

3 作業場所

防衛大学校 ビーム実験室（別図1 及び別図2 のとおり）

4 検 査

検査は、契約担当官等が定める監督及び検査実施要領により実施するものとする。

5 その他

- (1) 作業に必要な器材等は、契約相手方が準備するものとする。
- (2) 作業後の不用となった交換部品、廃材等(契約相手方が持ち込んだ梱包材等を除く)については、発生材調書を添えて契約担当官等の確認を得た後、契約担当官等の指示する場所に集積するものとする。
- (3) 契約相手方は作業終了後速やかに作業報告書(様式任意)1 部を契約担当官等へ提出するものとする。
- (4) 契約相手方は保守対象装置に修理又は改造の必要な状況を発見したときは、遅滞なくその内容を契約担当官等に報告しなければならない。
- (5) 仕様書及び関係図書並びに作業内容を本役務の作業以外の目的で第三者に漏えいしないこと。また、作業で知り得た内容も同様とする。
- (6) 本仕様書について疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。

別図 1



